

起業と翻訳者倫理とコンプライアンス

翻訳者の起業と独立への道

バベルが翻訳者養成教育を始めて30年経ちます。バベルのコンピュータの記録によればバベルの翻訳教育を通過した人の数は30万人を超えます。しかし現在翻訳者として自立している人は僅かです。折角の志を持ちながら翻訳者になれなかった人の方が多いのです。翻訳の需要は益々増えて行くのですから賢明なプランを立て実行して下さい。

1. キャリアデザインを描く

「翻訳者になりたい」という志が大切です。「翻訳者にでもなろうか」では駄目です。まずは自分自身に問い直してみして下さい。「本当に私は翻訳者になりたいのか」と。熱い思いがあれば、そしてそれが続けば必ずそのようになれます。

次に自己分析です。「翻訳者になりたい」と思っておられるのですから英語（あるいはそのほかの外国語）好きでしょう。お得意でしょう。でもそれだけでは駄目です。翻訳は書くお仕事ですから「書くことが好きな人」でないと途中で挫折します。特に文芸翻訳を指向する人はクリエイティブライティング・創作力が無いと成功しません。村上春樹や滄澤龍彦がそうです。翻訳では英語（あるいはその他のソース言語）を読むよりはそれを表現する日本語（ターゲット言語）の方が重要なのです。

もう一つ、勉強好きの性格も重要です。翻訳では「調べる」作業が非常にたくさん出て来ます。知らないことを調べながら書いて行くのを楽しいと感じる人でないと翻訳者には向きません。面倒くさがり屋では駄目なのです。

石田佳治（米国バベル翻訳大学院 ディーン）

翻訳家を志す方は職人的で独立志向の人が多いのですが、これは翻訳の仕事がそのような仕事だからです。書くことや調べることよりも人を使ったり人と接したりすることが好きな人は翻訳者には向かないでしょう。まずは自己分析をしてみてください。

次に翻訳に関する情報を集めることです。どのような翻訳の仕事があるのか、翻訳者になるためにはどの位の経験（時間数）が要するのか、どのような学校があり費用がどの位かかるのか等々です。情報は多い程よいでしょう。インターネットや学校のカウンセリングなどで出来るだけ豊富な情報を得られるとよいと思います。

最初から収入のある翻訳者になれるわけではないのですから、別のお仕事を持つことになると思いますが、英語（その他の外国語）や日本語に関わる機会のある職場（編集や著作など）にお勤めされるのが望ましいと言えます。それと「職場があまり忙しくない」こと。翻訳者になるにはそのような勉強をする時間が必要なのです。

2. 二足のわらじ

いきなり翻訳者として多額の収入が得られる訳ではないのですから、最初の内は会社にお勤めして収入を得ながらアルバイトで翻訳をすることになるでしょう。いわゆる二足のわらじを履く時期です。これは非常に重要です。翻訳は経験の累積が非常に重要ですから、この時期に力をつけることが大切なのです。現在では翻訳会社は積極的にトライアルを受け付けていますし、翻訳学校も仕事を与えていますから二足のわらじで夜や休日を利用して翻訳のお仕事をして腕を磨くことは可能でしょう。但し、始めからお金は期待しないこと

です、昔の住み込みの丁稚と同じようなもので、仕事を覚えさせて貰うのですから高い料金は頂けないのです。

勤務先の会社には絶対に内緒にしましょう。就業規則で副業を禁止している会社が多いでしょうし、仮に認められたとしても、足を引っ張られることが多いからです。会社に許可を申請しても損になるだけです。同僚にも一切言わないこと。幸い最近の翻訳のお仕事はインターネット経由でハンドルネームだけでやれます（勿論翻訳会社には本当の住所氏名を知らせなければなりません）から、実名を出さないでやれます。後述するように自分の会社を作ってその会社名でもできます。但し、会社のパソコンと自分のパソコンを混用しないことです。

税金は、勤務先の会社の所得と翻訳による収入が二重に入ってくるわけですから、会社の源泉徴収分の年末調整の他に翌年の税務申告が必要です。面倒ですが一日つぶせばできます。住民税の申告については、翌年の住民税で「特別徴収」を選択しますと会社に源泉徴収の請求が行きバレてしまいます。住民税は直接払込む「普通徴収」の方にしておけば大丈夫です。

3. 自分の会社を起業する

二足のわらじの時期を長く続けていますと翻訳業界の報酬基準がだんだんわかってきます。自分の能力や専門・得意分野も定まってきます。会社を辞めて翻訳専業となってやって行けるかどうかわかってきます。そこで独立をはかることになりますが、賢明なのは二足のわらじの時期に自分の会社を持つことです。自分の会社をもてば、パソコンや翻訳ソフトや学習などの経費も落とせますし、クライアントへの納品も会社名でできます。クライアントの方も、どこの誰とも知らぬ個人名よりも会社名の先の方が信用があって翻訳を発注しやすいので、良い発注元と安定的な関係を築くことができます。翻訳会社を省き直接受注することができるのです。

最近の会社法改正で会社や法人の設立には資本

金が全く要らないことになりました。自分の会社を作っておけばいろいろ便利です。

翻訳者のプロフェッショナル倫理

1. プロフェッショナル化する社会

社会が未だ高度化しない時代にプロフェッショナルと目されたのは医者と弁護士くらいのものでしたが、社会が高度に分化し専門化した現在では数多くの専門職業人が生まれています。会計士、教師、建築士、薬剤師、技術士等々多くの専門職業人がプロフェッショナルと考えられています。通訳者もその一つです。且つての通訳者は外国語の出来る人が特定の訓練を受けることなく自己流で通訳をし、又他の職業にある人が片手間に通訳をしていたものですが、現在の通訳者は専門の訓練を経た人が職業として通訳をしています。翻訳者が専門職業人化してきているのです。バベル翻訳大学院もそうですが、アメリカやヨーロッパなど先進国においては通訳者は今や専門職大学院で養成されるプロフェッショナルと考えられています。

2. プロフェッショナリズムと倫理

通訳がプロフェッショナル通訳者によって担われるべき高度の専門職業であるとすれば、そこに守るべき倫理が発生します。翻訳者が守るべき倫理とはどのようなものでしょうか。これを考えるときに参考になるのは既にプロフェッショナルとして確立された医師や弁護士の倫理です。医師も弁護士も確立された職業集団としての倫理コードを持ち、医師会や弁護士会などの職業団体を通じて個々のメンバーにこれを強制しています。患者や依頼人の秘密の守秘義務、生涯研修制度に見られる自己啓発努力義務、公益奉仕義務などがそれです。会計士や建築士などのその他の専門職業人においてもそれぞれ職業倫理が確立しています。プロフェッショナル・通訳者としての倫理コードの確立が望まれます。

世界の翻訳者の動きを見てみますと、オーストラリア・インタープリタートランスレーター協会、全米司法インタープリタートランスレーター協会、国際インタープリターコンファレンス協会、国際トランスレーション・インターカルチュラルスタディ協会などがそれぞれの倫理コードを発表しています。これらの倫理コードが参考になるでしょう。

3. プロフェッショナルトランスレーターの倫理

つぎのような事項が倫理コードの重要な項目となるでしょう。

(1) 秘密保持

トランスレーターが顧客の秘密を守らなければならないことは契約書をかわさなくても当然の倫理です。顧客の秘密だけでなく翻訳を通じて取得する第三者の情報や個人情報を無用に流出させてはなりません。また、情報の目的外利己の利用も行ってはなりません。証券会社からの翻訳依頼で有利な株式情報を得た翻訳者がこれを家族に漏らし株式売買で利益を得たケースがありましたが、これはインサイダートレーディングとして処罰の対象となりました。

(2) 忠実性と中立性

トランスレーターはクライアントに雇われてサービスを提供しているのですからクライアントが望むものを提供するべきです。翻訳成果物はクライアントが読みやすいものでなければなりません。翻訳における読み手優先か原文優先かの議論は、翻訳界におけるスコポスセオリー（目的基準）として既に決着していますが、改めて顧客優先を基準とすべきです。しかしながら一方トランスレーターは中立性も認識しなければなりません。翻訳における意図的なデフォルメは中立性を欠くこととなります。

(3) 利害の衝突の場に身を置かない

トランスレーターとして重要なことはダブルロイヤルティ（重複忠誠）の場に立たないことです。翻訳者が原文の著者と訳文の納入先の両方からお金をもらうことがこれに当たります。翻訳者も或る意味での代理人ですから代理の原則である双方

代理の禁止は翻訳にも当てはまると考えておかぬはなりません。

(4) 法の遵守

翻訳においてもときに法に触れる行為が行われることがあります。翻訳者は、翻訳物の作成の過程において、たとえば他人を中傷誹謗する文書を書いてはならず、第三者を誤導し詐欺しあるいはこれに不実表示を行うような文書を書いてはなりません。原文を翻訳しただけだという詭弁は通りません。知っていて反社会的なことを行えば仮にそれが翻訳であっても共犯となることがあります。法律として存在していなくとも反社会的な行為として避けなければならないこともあります。差別用語の使用などがそれです。プロフェッショナルの注意義務は一般人の注意義務よりも重く認定されますから充分に気をつけなければなりません。

(5) 自己啓発

すべてプロフェッショナルには自己啓発と向上の義務が課せられています。翻訳者は常に自己啓発を怠らず、自己の提供するサービスの品質水準の向上に努めなければなりません。

(6) サービス内容の開示と保証

翻訳者が翻訳サービスを提供するに当たっては、真実性、清廉性、率直性、明瞭性が要求されます。翻訳者はその有する能力、資格、熟練を正直に開示しなければなりません。翻訳者は納入した翻訳成果物についてそれが予め開示した内容と合致する旨を保証しなければなりません。翻訳サービスは人的能力に多大に依存するサービスですからその事前の開示と保証は極めて重いです。

(7) サービスの提供

翻訳者が提供する翻訳サービスは予め開示した水準の保証と一致しているべきです。翻訳サービスの提供で最も重要なのは時間の厳守です。翻訳者の側のやむを得ない事由で納入が遅延しそうときは速やかにクライアントに通知し対策を立てる余裕を与えなければなりません。

(8) サービス対価の清廉性

翻訳者の提供する翻訳サービスの対価は、需要者のニーズと翻訳者の自己投資に見合った適正で

公正なものであるべきです。プロフェッショナル職業人のサービス対価はそのプロフェッショナルになるための投資とプロフェッショナルの矜持を維持するに足る正当な対価となっています。

(9) 公益奉仕の問題

他のプロフェッショナルと同様に翻訳者も公益奉仕（プロボノ活動）を行うべきです。これは無償です。そのためにも前項のように翻訳サービスの対価は正当なものでなければなりません。

翻訳者と法のコンプライアンス

1. 法のコンプライアンスとは

社会の高度化複雑化によって数多くの規制が生まれ法的規則が細かく定められて来ています。法律家でない人間が細かい法の遵守をしなければならぬのは辛いことではありますが、「法の不知は是を許さず」という諺のとおり知らなかったでは済まされないのです。大企業は法務部やコンプライアンス・オフィサーを置いてこれに対処していますが、そのような余裕のない翻訳者でも法のコンプライアンスは常に意識の中に置いておかなければなりません。本項では翻訳者としてしばしば遭遇する特に留意しなければならない法のコンプライアンスについて記します。

2. 刑法に触れることとなる名誉毀損と情報窃盗

アメリカの出版社と契約しますと納入する原稿の中に他人を誹謗中傷する文言が含まれていないことの確約を求められます。そのような文面がある場合、出版社も名誉毀損で訴えられるからです。日本でも同じ条文がありますから留意が必要です。

アメリカでは情報窃盗が窃盗罪の一つの類型として立法されていますが、日本の刑法では情報窃盗は規定されていません。しかし不正競争防止法では営業秘密の不正取得については差止と損害賠償が規定されています。翻訳者の行為がこのような行為に加担することとなるような場合に留意が必要です。特に技術文書については慎重に扱う要

があります。

3. 金融商品取引法のインサード取引

証券取引法が改正され対象が拡大されてより厳しい内容の金融商品取引法となりましたが翻訳者も対象外ではありません。証券市場上場会社の情報開示書類の翻訳に当たっていた翻訳者が翻訳の職務上得た会社の情報を家族に漏らし家族がその情報を元に株式を売買して利益を得たケースで翻訳者がインサイダートレーディングとして起訴された事例が最近ありました。このようなケースはこれまでアメリカでは聞かれていましたが日本でも犯罪とされるようになってきたのです。

金融商品取引法は詐欺、誤導、不実表示など一般的投資家を欺くことになる文書の開示を厳しく取り締まっていますが、翻訳者がそのような文書に関わっていた場合には、ときにより調査の対象となることがあります。翻訳者は金融取引に関連する文書について慎重である必要があります。

4. 著作権法違反

翻訳者は著作物を扱うのですから著作権法については十分な知識をもっておかなければなりません。著作物の翻訳を許諾する権利は誰にあるのか、原著作者の許諾を得ないで翻訳することができる場合（フェアユースや私的利用）はどのような場合か、抄訳やパロディはどこまで許されるのか、職務著作となる場合はどのような場合か、など翻訳に関連する著作権法上の問題は数多くあります。翻訳者は文書についてのプロフェッショナルなのですから著作権法については特に十分な知識を有していなければなりません。

法のコンプライアンスの問題については毎日ニュースでの報道がなされるくらい厳しいものとなっています。身近に法律の専門家が居れば一番良いでしょうが、そうでないとすれば自らが常に気を配ってコンプライアンス違反のないようにしなければなりません。